

要望事項 (優先順位 6)

静原地域の地区計画の策定について

要 旨

当地域は市街化調整区域・農業振興地域の指定を受け、移住希望者等の住宅建築は不可能な状況にあります。一方、少子高齢化による小学校の存続の危機、田畑・山々の荒廃等多くの課題もあり、このままでは地域の存続が危うくなる状況にあります。

これらの課題解決を地域で前向きに取り組みたく、以下のような項目について、指導助言をお願いします。

- 1 行政として、今後の中山間地域のありかたについてどんな手立・支援があるのか
- 2 地区計画についての説明（メリット、デメリット等）、策定に向けての行政の支援
- 3 市街化調整区域の規制緩和ができないか（制定当時と時代のずれが大きい）
- 4 地域の各種相談、課題解決等のため、出張所に担当の専門職員を配置できないか

回 答**(都市計画局)**

皆様がお住まいの静原地域は、都市計画法に基づき市街化を抑制するとともに、農林業を振興し、緑豊かな自然環境を保全・育成すべき市街化調整区域に指定されています。

しかし近年、市街化調整区域の既存集落における少子高齢化や空き家増加等の問題が進行していることから、既存コミュニティや地域の活力維持を目的として、良好な住環境の保全・形成に向けた住民主体のまちづくりを支援するため、平成20年に「市街化調整区域における地区計画運用基準」を策定し、制度の運用を開始しました。地区計画は、地域の皆様においてまちづくりビジョンを定めることにより、住宅等の新築を可能とする制度です。

また、開発許可制度においては、農林漁業従事者用の住宅から一般住宅への用途変更、さらには、既存の建物・空き家を小規模な店舗・飲食店等へと用途変更を可能とする開発審査会付議基準を策定し、平成28年度から運用を開始するなど、弾力的な運用の取組を進めているところです。

出張所への専門職員配置については、現在の人員体制では配置することは難しい状況となっておりますが、今後、地域の皆様からの要請に応じて、各制度の説明や課題解決に向けた意見交換を行うなど関係部局及び左京区役所と連携を図りながら支援してまいります。